豊田市週休２日制工事実施要領

（目的）

第１条　建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、豊田市では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休２日への更なる普及に向けて取り組むこととする。

（対象工事）

第２条　豊田市の発注工事で、設計書の単価適用日が令和６年４月１日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

（１）　公共建築工事、土木工事電気通信及び機械設備積算基準を適用する工事

（２）　対象期間が１か月（約３０日）未満の工事

（３）　通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

（４）　緊急の応急復旧工事

（５）　発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事

（週休２日の確保）

第３条　週休２日制工事の実施工事は、第１号に掲げる対象期間において第２号に掲げる休工対象日に休工を実施する。なお、休工とは、現場事務所での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。

（１）対象期間

契約締結日の翌日から工事完成日（工事完成届提出日）までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

ア　準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）

イ　後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間）

ウ　夏季休暇（３日間）

エ　年末年始休暇（６日間）

オ　工場製作のみの期間

カ　工事事故等による不稼働期間

キ　天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

ク　工事全体を一時中止している期間

ケ　発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週６日以上の現場作業を余儀なくされる期間）

（２）休工対象日

「土曜日・日曜日」、「祝祭日」を問わず、対象期間の全日数の28.5%（８／２８）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。

（３）休工日の設定

建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は１カ月単位で４週８休以上が達成できるよう努めるものとする。また、毎週土曜日を休工とするよう努めること。

（取組内容）

第４条　週休２日制工事の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

（１） 受注者は、施工計画書を提出するまでに、週休２日の取得計画が分かるようにカレンダー形式の計画表を作成の上、工事打合簿により監督員に提出するものとし、監督員は、これを確認する。

（２） 受注者は、毎月５日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。

（３） 発注者が週休２日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（工事成績評定）

第５条　週休２日制工事の実施工事については、第３条第１号に規定する対象期間の全日数に対する休工日数の割合（以下「週休２日取得率」という。）が、28.5%（８／２８）以上の場合、工事成績評定において評価する（別紙１参照）。

（１）週休２日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする（別紙１参照）。

ア　施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

イ　施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

（２）工事成績評定は、工事成績評定表の「６.社会性等　Ⅰ.地域への貢献等７.その他」において評価する（別紙２参照）。なお、週休２日取得率が28.5%（８／２８）に満たない場合であっても工事成績の減点は行わない。

（経費の補正）

第６条　週休２日制工事の実施工事については、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。

（１）休工状況の適用区分

対象期間（第３条第１号）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合（以下、「休工割合」という。）に応じて、休工状況の適用区分は、次に揚げるとおりとする（別紙１参照）。

ア　４週８休以上

休工割合が28.5%以上の場合

イ　４週７休以上４週８休未満

休工割合が25%以上28.5%未満の場合

ウ　４週６休以上４週７休未満

休工割合が21.4%以上25%未満の場合

（２）休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとする（別紙１参照）。

ア　施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

イ　施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

（３）補正率

それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

ア　４週８休以上（休工割合が28.5%以上の場合）

【労務費】　1.05

【機械経費（賃料）】1.04

【共通仮設費率】　1.04

【現場管理費率】　1.06

【市場単価】　補正対象及び補正係数は、別紙３による

【標準単価】　補正対象及び補正係数は、別紙４による

イ　４週７休以上４週８休未満（休工割合が25%以上28.5%未満の場合）

【労務費】　1.03

【機械経費（賃料）】1.03

【共通仮設費率】　1.03

【現場管理費率】　1.04

【市場単価】　補正対象及び補正係数は、別紙３による

【標準単価】　補正対象及び補正係数は、別紙４による

ウ　４週６休以上４週７休未満（休工割合が21.4%以上25%未満の場合）

【労務費】　1.01

【機械経費（賃料）】1.01

【共通仮設費率】　　1.02

【現場管理費率】　　1.03

【市場単価】　補正対象及び補正係数は、別紙３による

【標準単価】　補正対象及び補正係数は、別紙４による

（４）補正方法等

休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

（工事名）

第７条　本要領を適用し発注する工事は、工事名の末尾に「（週休２日）」を追記する。

（特記仕様書）

第８条　本要領を適用し発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。

「第○条 本工事は、週休２日制工事の対象工事とする。週休２日制工事実施による経費の補正は、原則として最終設計変更時に行う。なお、週休２日制工事については、「豊田市週休２日制工事実施要領」によるものとする。」

（対象工事への変更）

第９条 第２条（５）の理由で本要領の対象外とした工事に限り、契約後、受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（ただし、このことによる工期延期は行わない）。

附 則

この要領は令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は令和６年４月１日から施行する。

別紙１

（参考）「週休２日取得率」、「休工割合」の算出方法 ①

別紙１

工事名： ○○○○工事
工　期： 令和○年○月○日～令和○年○月○日
受注者： ○○建設
施工開始日： 令和5年8月1日

（□：工事実施日）

週休２日取得率（工事成績評定：要領 第５条）　、　休工割合（経費の補正：要領 第６条）

日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備　考
7月30日	7月31日	8月1日 施工開始日	8月2日 □	8月3日 □	8月4日 □	8月5日 休工	－	－	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。 また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
8月6日 休工	8月7日 □	8月8日 □	8月9日 □	8月10日 □	8月11日 休日休工	8月12日 休工	7	3	
8月13日 □	8月14日 □	8月15日 振替休工	8月16日 □	8月17日 □	8月18日 □	8月19日 休工	7	2	
8月20日 休工	8月21日 □	8月22日 □	8月23日 □	8月24日 夏季休暇	8月25日 夏季休暇	8月26日 夏季休暇	4	1	夏季休暇（３日間）は非対象期間とする。
8月27日 □	8月28日 □	8月29日 □	8月30日 □	8月31日 □	9月1日 □	9月2日 休工	7	1	
9月3日 休工	9月4日 □	9月5日 振替休工	9月6日 □	9月7日 天候休工	9月8日 □	9月9日 休工	7	4	天候（降雨・積雪等）による休工は、休工としてカウントする。
9月10日 休工	9月11日 □	9月12日 □	9月13日 □	9月14日 □	9月15日 天候休工	9月16日 □	7	2	天候（降雨・積雪等）による振替休工は、休工としてカウントする。
9月17日 休工	9月18日 □	9月19日 □	9月20日 □	9月21日 □	9月22日 休日休工	9月23日 休工	7	3	
9月24日 休工	9月25日 □	9月26日 □	9月27日 □	9月28日 □	9月29日 □	9月30日 休工	7	2	
10月1日 休工	10月2日 □	10月3日 □	10月4日 □	10月5日 施工完了日	10月6日	10月7日	－	－	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。 また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
計							53	18 33.9%	工事成績評価対象、経費補正対象(4週8休以上)

工事成績評価対象	18	÷	53	＝	33.9%	評価対象
経費補正対象	18	÷	53	＝	33.9%	4週8休以上

（参考）「週休２日取得率」、「休工割合」の算出方法 ②

別紙１

工事名： ○○○○工事
工　期： 令和○年○月○日～令和○年○月○日
受注者： ○○建設
施工開始日： 令和5年11月28日

（□：工事実施日）

週休２日取得率（工事成績評定：要領 第５条）　、　休工割合（経費の補正：要領 第６条）

日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備　考
11月26日 休工	11月27日 施工開始日	11月28日 □	11月29日 □	11月30日 □	12月1日 □	12月2日 休工	7	2	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。 また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
12月3日 休工	12月4日 □	12月5日 □	12月6日 □	12月7日 □	12月8日 □	12月9日 休工	7	2	
12月10日 休工	12月11日 不稼働日	12月12日 不稼働日	12月13日 不稼働日	12月14日 不稼働日	12月15日 不稼働日	12月16日 不稼働日	1	1	天候（降雨・積雪等）以外の理由により休工する場合は、不稼働期間としてカウントしない。
12月17日 不稼働日	12月18日 不稼働日	12月19日 不稼働日	12月20日 □	12月21日 □	12月22日 □	12月23日 休工	4	1	天候（降雨・積雪等）以外の理由により休工する場合は、不稼働期間としてカウントしない。
12月24日 休工	12月25日 □	12月26日 □	12月27日 年末年始休暇	12月28日 年末年始休暇	12月29日 年末年始休暇	12月30日 年末年始休暇	3	1	年末年始休暇（６日間）は非対象期間とする。
12月31日 年末年始休暇	1月1日 年末年始休暇	1月2日 休工	1月3日 休工	1月4日 □	1月5日 □	1月6日 □	5	2	年末年始休暇として６日間を超える場合は、カウントする。
1月7日 休工	1月8日 休日休工	1月9日 □	1月10日 □	1月11日 □	1月12日 □	1月13日 □	7	2	
1月14日 休工	1月15日 □	1月16日 □	1月17日 □	1月18日 天候休工	1月19日 □	1月20日 □	7	2	天候（降雨・積雪等）による休工は、休工としてカウントする。
1月21日 □	1月22日 □	1月23日 □	1月24日 □	1月25日 □	1月26日 □	1月27日 □	7	0	
1月28日 休工	1月29日 □	1月30日 □	1月31日 □	2月1日 施工完了日	2月2日	2月3日	－	－	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。 また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
計							48	13 27.0%	工事成績評価対象外、経費補正対象(4週7休以上4週8休未満)

工事成績評価対象	13	÷	48	＝	27.0%	評価対象外
経費補正対象	13	÷	48	＝	27.0%	4週7休以上4週8休未満

別紙２

工事成績評定の評価方法

考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にチェックする。（請負者から提出を受け評定を行う）　（総括監督員）

考査項目	細別					
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等	a □ 優れている。	a' □ bより優れている。	b □ やや優れている。	b' □ cより優れている	c □ 他の評価に該当しない

□ 1.現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
□ 2.定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□ 3.地域生活に密着したゴミ拾い(自治会等による清掃活動)、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。
□ 4.地域が主催するイベント(前記3を除く)へ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
□ 5.災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。
□ 6.周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。)
□ 7.その他
理由：
□ 該当項目なし

必ず1項目は■を選択してください。

1～8のうち該当項目が5項目以上・・・・・・・・・・・a
1～8のうち該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・a'
1～8のうち該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・b
1～8のうち該当項目が2項目・・・・・・・・・・・・b'
1～8のうち該当項目が1項目以下・・・・・・・・・・c

※「週休２日制工事」の評価対象となった場合、
「その他」の項目にチェックを入れ
理由欄に「週休２日制工事の実施」と記載する

※1．地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績評定の評価方法

１「６．社会性等　Ⅰ．地域への貢献等　７．その他」において評価する

２　減点はしない

週休２日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、4週7休未満	4週7休以上、4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、4週7休未満	4週7休以上、4週8休未満	4週8休以上
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付枠工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名　称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上、4週7休未満	4週7休以上、4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

別紙４

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制		
		4週6休以上、4週7休未満	4週7休以上、4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、4週7休未満	4週7休以上、4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
排水構造物工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04